

令和3年度税制改正に関する要望

令和2年9月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所協議会

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の甚大な影響を受け、国難とも言うべき厳しい局面に置かれております。経済活動の抑制を強いられたことで内外の需要が停滞するとともに、雇用やGDP等についても落込みが見られる事態となっており、先行きが厳しい状況が見込まれているところです。

こうした中、政府の「経済財政運営と改革の基本方針2020」においては、感染症が収束した後の新しい未来に向けた新たな経済社会の姿を実現するために、感染症拡大防止策と経済活動の段階的引上げを進めるとともに、変化を取り入れて多様性を活かすことによりリスクへの耐性を高めながら、我が国が持つ独自の強み・特性を活かした経済社会の実現を目指す方針が取りまとめられました。

我々証券業界及び資産運用業界としても、新型コロナウイルス感染症に適切に対応しつつ、投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現を通じて、国際金融都市としての地位向上、我が国経済の一層の発展及び「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進に資するよう、以下に掲げる課題に全力で取り組んでまいります。

つきましては、令和3年度（2021年度）税制改正に関し、感染拡大の防止と迅速かつ効率的な事務手続を実現する観点から、税法上の各種届出等のデジタル移行を進めること、総合取引所の発足を踏まえ、投資者の選択肢を広げリスク回避のための柔軟な投資を可能とする観点から、金融所得課税の更なる一体化を進めること、世代間の資産承継を円滑にするため上場株式等の相続税評価を見直すこと、家計が安心して中長期的な資産形成に取り組めるよう支援するためNISA制度の拡充・利便性向上を図ることなど、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策等に係る税制措置

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の観点から、税務手続等のオンライン化を推進するための措置を講じること
- ② 世界的な経済活動の抑制による国民の収入又は手持ち資金の減少に対応するために、勤労者財産形成貯蓄制度における換金時の遡及課税の免除等の措置を講じること
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、投資法人等がテナントに対して賃料の支払いを猶予した場合に導管性要件を緩和する等、所要の措置を講じること

II 金融商品に係る損益通算範囲の拡大等に係る税制措置

- ① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること（注1、2）
 - （注1）現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る損益や私募外国投資信託等の配当等を申告分離課税としたうえで、損益通算の範囲に加えること
 - （注2）実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること
- ② 以下の非上場株式について、上場株式等に係る配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例並びに譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を認めること
 - 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの
 - 国内金融商品取引所に上場する企業が発行する種類株式のうち、その募集が公募により行われているもの
- ③ 個人投資家が受け取る株券貸借取引に係る品貸料等について、他の金融所得と同じ取扱い（税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、並びに特定口座での取扱い、源泉徴収及び申告不要）とすること
- ④ 電子記録移転有価証券表示権利等（いわゆるセキュリティ・トークンに該当する有価証券）について、以下の措置を講じること
 - 金融商品取引業者等における電子記録移転有価証券表示権利等の管理（金融商品取引法第43条の2第1項第2号に規定する預託）を、税法上の「保管の委託」の範囲に含めること
 - 電子記録移転有価証券表示権利等から発生する所得について、非課税法人等に係る非課税措置及び金融機関等に係る源泉徴収の不適用制度の対象とすること

Ⅲ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税評価等の見直し

- ① 資産間における相続税の負担感の差により投資家の資産選択を歪めることがないよう、以下の措置を講じること
 - 上場株式等の相続税評価額を見直すこと。例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること
 - 上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講じること
- ② 投資家が上場株式等を安心して保有し続けられる環境を整備するため、以下の措置を講じること
 - 被相続人が保有していた上場株式等について、相続人の申告により、相続税納付準備口座（仮称）への入庫を認め、当該上場株式等が当該口座において保有されている間（例えば5年間）は、当該上場株式等に係る相続税の納税を猶予すること
 - 上場株式等による物納の場合には、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」を要件から外すとともに、物納申請時に提出する書類から「金銭納付を困難とする理由書」の提出を要しないものとする
- ③ 世代を通じた上場株式等への長期投資を促進するため、以下の措置を講じること
 - 上場株式等を一定の時点から10年以上継続保有して相続が発生した場合には、相続税評価額を大幅に（例えば50%）減額する措置を講じること
 - 被相続人が相続発生の3年以上前から保有していた上場株式等については相続税の納税額の一部（例えば評価額の30%に対応する納税額）を猶予することとし、相続人が当該上場株式等を相続による取得後3年以上継続保有した場合には、猶予された相続税の納税を免除すること
- ④ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

2. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

IV 家計の自助努力による資産形成を支援するための税制措置

1. NISA の拡充・利便性向上等

- ① 令和2年度税制改正によるNISA制度の変更について、投資者の利便性及び証券会社等の実務に与える影響に配慮したものとする
- ② 企業から支払われる職場積立NISAの奨励金を非課税とすること
- ③ つみたてNISAの投資対象商品について、対象となる指定インデックスを拡大するとともにアクティブ運用投資信託等に係る制限を緩和すること
- ④ つみたてNISAにおいて、長期・積立・分散投資に適した一定の投資一任契約を制度対象として明確化し、ポートフォリオのリバランスに係る制限を緩和すること
- ⑤ NISA口座から特定口座への払出の際に、移管元のNISA口座内の同一年分の同一銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること
- ⑥ 被相続人が一般NISA・つみたてNISAで保有していた上場株式等については相続税を非課税とすること
- ⑦ NISA口座内の上場株式等について、売却代金の範囲内での他の上場株式等の再取得を認めること

2. NISA 制度の恒久化・根拠法の制定等

- ① NISA制度を恒久化又は延長すること
- ② NISAが国民の安定的な資産形成に資する恒久的な制度となるよう根拠法（NISA法）を制定すること
- ③ 取得後5年又は20年とされているNISAの非課税保有期間を恒久化又は延長すること

3. 確定拠出年金制度の拡充等

- ① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ② 確定拠出年金制度の拡充や利便性向上を図るため、以下の措置を講じること
 - 拠出限度額の見直し（特に第2号被保険者について拠出限度額の引上げによる金額の統一を図ること）
 - マッチング拠出の弾力化
 - 退職準備世代に対して追加の拠出枠（キャッチアップ拠出）を設けること
 - 中途引出要件の緩和
 - 老齢給付金の受給要件の緩和
 - 国民年金の第3号被保険者が個人型確定拠出年金に拠出した掛金を配偶者の所得から控除可能とすること

V 「国際金融都市」としての地位向上のための税制措置

- 金融人材、資金、情報が集積する「国際金融都市」としての地位向上のため、海外金融機関等の受入れに係る環境整備に資するための税制措置を講じること

VI 地方創生のための税制措置

- 地方創生に貢献する企業が発行する株式への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす企業が発行する株式への投資について、個人投資家の所得税・住民税から特別な控除を可能とすること）

VII SDGs（持続可能な開発目標）推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること（例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人投資家については所得税・住民税、法人投資家については法人税において、特別な控除を可能とする制度を創設すること）

VIII 金融所得に対する課税のあり方に係る税制措置

1. 金融所得に対する課税のあり方の検討に際しての留意事項

- 金融所得に対する課税のあり方の見直しを検討する場合には、経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

2. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

3. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

IX 市場環境の整備、投資者の利便性向上及び金融機関の負担軽減のための税制措置

1. 特定口座の利便性向上

- ① 源泉徴収選択口座における投資一任契約に係る費用の取扱いについて、確定申告を行う場合と整合的なものとする
- ② 上場株式等の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更が無いと考えられる場合には、課税を繰延べるとともに、当該上場株式が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること
- ③ 上場株式等に係る信託契約の解除後の特定口座への受入れ措置を講じること

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等（レポ取引）に係る利子の課税の特例について、適用期限の延長又は撤廃及び対象債券の範囲の拡充を図ること
- ② 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の延長又は撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること
- ③ 一部の租税条約における不動産化体株式からの投資所得に対する課税の取扱いについて、実務面に配慮した方策を講じること

X その他の税制措置

- 中小企業の円滑な事業承継を促進するため、第三者への株式譲渡による事業承継について、譲渡益課税を猶予する措置を講じること
- 投資信託等（証券投資信託・ETF・JDR・REIT等）に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと
- 投資法人等に措置されている登録免許税及び不動産取得税の軽減措置を延長すること
- 上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に係る住民税の課税方式について、所得税の確定申告書での指定を可能とすること

以 上